第４９回北海道高等学校新人バドミントン大会
兼全国高等学校選抜バドミントン大会南北海道予選会
宿泊・昼食弁当のご案内

謹啓　皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平成29年1月19日（木）～21日（土）の3日間、函館アリーナにおきまして標記大会が盛大に開催されます事を心よりお慶び申し上げます。
大会事務局様より、皆様の便宜を図るため大会期間中の宿泊および弁当手配のお手伝いを弊社にて担当させて頂く事となりました。
つきましては、下記の取扱要項に基づき、受付をさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

東武トップツアーズ株式会社　函館支店
支店長　栗田　利久

2015 年 4 月 1 日　トップツアーと東武トラベルは合併し、新たに「東武トップツアーズ」として生まれ変わりました。今後ともお取引、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

１、宿泊のご案内

1）宿泊設定日：平成29年1月18日（水）／1月19日（木）／1月20日（金）の3日間
2）宿泊ホテル・宿泊代金（お一人様、1泊朝食付・1泊2食付　税金サービス料込み）

記号	宿泊ホテル	部屋タイプ	食事条件	部屋数（人数）	宿泊代金（円／諸税サ込）		
					1/18(水)	1/19(木)	1/20(金)
A	【湯の川温泉・ホテルタイプ】湯元啄木亭	和室（1名利用）	2食付	10（50）	17,500	17,500	17,500
		和室（4・5名利用）	2食付		10,000	10,000	10,000
B	【湯の川温泉・ホテルタイプ】花びしホテル	和室（1名利用）	2食付	10（50）	17,500	17,500	17,500
		和室（4・5名利用）	2食付		10,000	10,000	10,000
C	【湯の川温泉・ホテルタイプ】ホテル湯元河畔亭	和室（1名利用）	2食付	10（50）	10,000	10,000	10,000
		和室（4・5名利用）	2食付		9,000	9,000	9,000
D	【五稜郭地区・ホテルタイプ】湯の浜ホテル	和室（1名利用）	2食付	15（75）	11,000	11,000	11,000
		和室（4・5名利用）	2食付		8,000	8,000	8,000
E	【新川町・ホテルタイプ】函館パークホテル	和室	2食付	25（100）	7,300	7,300	7,300
		ツイン・2段ベッド	2食付	40（80）			
F	【駅前地区・ホテルタイプ】アクアガーデンホテル函館	シングル	朝食付	50（50）	5,500	5,500	15,500
		ツイン	朝食付	15（30）			

※宿泊は東武トップツアーズ(株)の募集型企画旅行です。最少催行人員：1名　添乗員は同行いたしません。
・申込先着順にて受付致します、申込が定員になり次第、申込締切日前でも締め切らせていただきます。
・宿泊施設・客室タイプの選定につきましては、弊社に一任とさせていただきます。

2、お弁当のご案内（1件に付、5個以上のグループ対象）

1） 昼食弁当（お茶付） 1食　700円（税込）
2）1～4個のお申込みを受け付けておりせんので、予めご了承ください。
3）取扱期間1月19日（木）・20日（金）・21日（土）の3日間　※お弁当の当日販売はいたしません。
4）お渡し方法：当日11時～12時の間にて大会会場にてお渡しいたします。
※お弁当は旅行契約ではありません。

3、お申込み方法

1）申込用紙に必要事項を記入の上、FAX又はメールにてのみ申込受付いたします。
2）申込締切／**平成28年12月22日（木）　17:00〆切**
※申込先着順にて受付致します。申込が定員になり次第、申込締切日前でも締め切らせていただきます。
非常に込み合うことが予想されますので、お申し込みはお早めにお願い致します。

4、旅行代金・お支払方法

記銀行口座にお振込みください。（振込手数料はお客様負担となります。）
●金融機関：北洋銀行函館支店　●口座番号：3300609　●口座名義：東武トップツアーズ株式会社函館支店
※必ず申込代表者名でお振込ください。

5、変更・取消について

・FAX、メールにてのみ受付いたします。（弊社営業時間内にFAX又はメールにてご連絡ください。なお、営業時間外にお受けしたご変更・お取消に関しては、翌営業日の対応とさせていただきます。）
・大会結果により、キャンセルされる場合も以下の取消料を申し受けます。

（1） 昼食弁当

当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前以前
100%		無料				

（2） 宿泊 （以下の取消日は宿泊日の前日から起算します。取消料は申込泊数分の合計金額に適用します。）

申込人員	旅行開始後又は無連絡不参加	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前
1～14名様	100%	50%	20%			無　料		
15～30名様	100%	50%	20%					無　料

※宿泊開始日当日12時までに当支店に取消の連絡がない場合無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

6、予約回答について

正式予約受付後、9月上旬に、予約確認書　兼　請求書をFAX又はメールにてお送りします。

◎お申し込み・お問い合わせ先（旅行企画・実施）
東武トップツアーズ株式会社函館支店
『第49回北海道高等学校新人バドミントン大会係』宛　担当：工藤
〒040-0063　北海道函館市若松町6番7号
TEL0138-27-0109　Fax0138-27-0101　e-mail:takashi_kudo@tobutoptours.co.jp
営業時間：月曜～金曜　9:30～18:30　土曜・日曜・祝祭日は休業
観光庁長官登録旅行業第38号　総合旅行業務取扱管理者：栗田　利久

一般社団法人 日本旅行業協会　ボンド保証会員　旅行業公正取引協議会会員

承認番号：客国16-546

旅行条件　本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の4に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社函館支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

１、　お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1)　当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2)　所定の方法によりお申込みください。　(3)　旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。(4)　障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

２、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

３、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

４、旅行内容・旅行代金の変更

(1)　当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

(2)　お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

５、旅行契約の解除

(1)　お客様は、「申込要項」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆　お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(2)　申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

６、旅程管理及び添乗員等の業務

(1)　添乗員は同行いたしません。(2)　必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

７、当社の責任および免責事項

(1)　当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お１人様 15 万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2)　お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

８、旅程保証

(1)　当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に１～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、１企画旅行につき合計 15%を上限とし、また補償金の額が 1,000 円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日または旅行終了日 ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類または会社名 ⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類または名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2)　ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変　イ．戦乱　ウ．暴動　エ．官公署の命令　オ．欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止　カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供　キ．旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3)　当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

９、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金 1,500 万円、入院見舞金 2～20 万円、通院見舞金 1～5 万円、携帯品損害補償金　旅行者１名につき 15 万円以内。

１０、お客様の責任

(1)　お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2)　お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3)　旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

１１、個人情報の取扱い

(1)　当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内、及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、予め電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。(2)　個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

１２、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

１３、その他

(1)　当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2)　この旅行条件・旅行代金は　28 年　6 月　29 日現在を基準としております。

(H28. 5 版)

旅行企画・実施／旅行のお申込みは・・・・・

（当支店営業時間内にてお願いします。）

一般社団法人 日本旅行業協会　旅行業公正取引協議会会員

ボンド保証会員　プライバシーマーク 10450055

承認番号：客国16-546

観光庁長官登録旅行業第38号

TOBU TOP TOURS 東武トップツアーズ株式会社

函館支店

〒040-0068　北海道函館市若松町 6-7

三井生命函館若松町ビル 1F

TEL：0138－27－0109　FAX：0138－27－0101

営業時間：月曜～金曜　9:30～18:30　土曜・日曜・祝祭日は休業

総合旅行業務取扱管理者：栗田　利久

当社は、個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、1. 当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3.アンケートのお願い、4.特典サービスの提供、5.統計資料の作成に、お客様の個人情報を共同して利用させていただくことがあります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行条件に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者におたずね下さい。